

# 児発第 299 号通知

～条件～

## 条件の整理

この通知で言わんとしているところは運営費の原則的な使途範囲と例外的な使途範囲です。「この条件を満たせばこの例外的使途範囲に使えます。」という内容なので本来単純なはずですが。

しかし実際にはとても読みにくく、その原因は条件と例外的使途範囲の内容が入り組んでいるためです。今回は条件の整理を致します。

わかりやすくするため本文引用のときは () 書きは抜いて引用します。

この通知の条件は 3 つの段階に分類されます。

### (1) 第一段階 (1 運営費の使途範囲 (2) ①～⑦))

運営費の使途範囲 (2) ①～⑦の要件のすべてが満たされている場合

- ① 児童福祉施設最低基準が遵守されていること。
- ② 保育所運営費国庫負担金に係る交付基準及びそれに関する本職通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。
- ③ 給与に関する規定が整備され、その規定により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。
- ④ 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。
- ⑤ 入所児童に係る保育が保育所保育指針を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。
- ⑥ 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上につとめていること。
- ⑦ その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。

### (2) 第二段階 (別表 1)

「別表 1 に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、(2) の①から⑦までに掲げる要件を満たすものにあつては」と 1 (4) にあります。

第一段階の条件+別表 1 の事業を実施していることが条件になります。

#### 別表 1

- 1) 「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める延長保育促進事業及びこれらと同様の事業とみとめられるもの
- 2) 「保育対策等促進事業の実施について」に定める一時保育促進基盤整備事業又はこれと同様の事業と認められるもの

- 3) 乳児を3人以上受け入れている等**低年齢児童の積極的受け入れ**
- 4) 児発第247号通知に定める**地域子育て支援センター事業**又はこれと同様の事業と認められるもの
- 5) 集団保育が可能でヒビ通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく**特別児童扶養手当の支給対象障害児の受け入れ**
- 6) 児発第247号通知に定める**家庭支援推進保育事業**又はこれと同様の事業と認められるもの
- 7) 児発第247号通知に定める**休日保育事業**又はこれと同様の事業とみとめられるもの
- 8) 「乳幼児健康支援一時預り事業の実施について」に定める**乳幼児健康支援一時預り事業**又はこれと同様の事業と認められるもの
- 9) 児発第247号通知に定める**特定保育事業**又はこれと同様の事業と認められるもの

### (3) 第三段階（1 運営費の使途範囲（5）①～②）

「(4) に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サービスの質の向上に関する下記の①及び②の要件を満たすものにあつては、」とあります。

上記（4）に掲げる弾力運用に係る要件とは第二段階の条件です。

① 社会福祉法人会計基準に基づく**資金収支計算書及び資金収支内訳表**を保育所に備え付け、**閲覧に供すること。**

② 毎年度、次のア又はイが実施されていること。

ア「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」に基づき、(5) に基づく弾力運用を行う運営費に係る保育所の**第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めること。**

イ「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」により、入所者等に対して**苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。**

表にまとめます

1 運営費の使途範囲（2）①～⑦すべて	第1段階	第2段階	第3段階
別表1のいずれか			
1 運営費の使途範囲（5）①及び②			

条件の整理は終わりました。

あとはそれぞれの段階の条件をクリアすると何が出来るのかということを結びつけます。

詳しくお知りになりたい場合にはご連絡ください。

E-mail : [h-murata@yamadasougou.co.jp](mailto:h-murata@yamadasougou.co.jp)

電話 03-3694-6091

医療事業部：村田知生